

[平成26年 6月16日文教常任委員会-06月16日-01号]

◆戸田 委員

次、2番目、ルミエールホールでのザイトクによる朝鮮人差別集会企画事件について聞きます。

まず、反ザイトク先進施策をこの2月21日の公開研修を門真の庁舎内で門真市が全面協力して行った。私が主催で行ったんですけれども、わずか1カ月半後、4月にザイトクの川東主催でルミエールホールでの5月11日、ザイトクによる朝鮮人差別宣伝集会の使用許可を出してしまい、すったもんだしてやっと5月2日に使用許可を取り消したという実にみつともない、かつ在日コリアンや門真市民の尊厳を傷つけてしまう事件がありました。

許可取り消しの過程を経て、今は雨降って地固まるとなると一安心できましたけれども、この経過は、痛苦的な反省の姿勢で検証し、今後役立てていかなければならない。そういう観点から質問を行います。

まず1番目、ザイトク会の川東とはどういう人物で、どういう犯歴や民事訴訟も含めあるのか。いつ、どういう集会をやるためにルミエールホールに来たのか、お答えください。

◎牧菌 生涯学習課長

その人物につきましては、窓口における本人の発言とインターネットで公表されている情報などから、徳島県教職員組合事務所や京都朝鮮第一初級学校に関する事件において逮捕、起訴され、有罪判決を受けるとともに、奈良県の水平社博物館で差別的な街宣を行ったことから、民事訴訟を提起され、賠償命令が確定したものであると認識しております。この申請者は、4月14日11時ごろ、多文化尊重の時代、朝鮮の食ふん文化を尊重しようというテーマで講演会を行いたいと来館しました。

◆戸田 委員

Qの1の2番目ですね。食ふんというのは、朝鮮人はくそを食う民族だということんでもない決めつけをやって、ばかにする、見下すということんでもないおぞましい集会なんですけれども、このときにルミエールホールはどのような対応をしたのか。使用許可を出したのはなぜか。出してしまった背景には、ザイトクであっても使用申し込みされたら、少なくとも一旦は許可するしかないという当時の教育委員会の認識が影響したのではないか。このことにお答えください。

◎牧菌 生涯学習課長

館長は、申請内容を聞き取り、生涯学習課に電話連絡を行いました。本市では、公共施設の使用の許可申請書等の内容を総合的に判断し、各施設の管理に関する条例及び規則に抵触する場合については、不許可とする考え方を備えておりましたが、条例及び規則等に抵触する場合に関する具体的な検証が不十分であり、申請内容によって申請を保留したり、

直ちに不許可とした事例がこれまでなかったことから、申請を許可することを承諾しました。

◆戸田 委員

クエスチョンの1と2をまとめて行います。

さて、この5月11日、川東の集會に使用許可を出すことによって、ザイトク側はホームページでどういう宣伝をしたのか。おぞましい内容の差別宣伝だったのではないのか。また、その差別宣伝はいつまで続いたのか。その記事は今でも残っているのではないのか、お答えください。

◎牧菌 生涯学習課長

申請者が活動している団体のホームページのうち、「門真市民文化会館で講演会」というタイトルの記事において、協賛として学校給食で朝鮮子弟にはうんこを食べさせようの会、クラスター爆弾を愛する市民の会、日本で安全に売春をする方法を伝授する変態新聞愛好会など、人種、民族、門地など、人が生まれながらにして持ち、みずから選択する余地のない点や、国籍などの属性を捉まえての差別と考えられるような団体名称が掲載されました。また、本日において、同ホームページに掲載されていることを確認しました。

◆戸田 委員

これはチーム関西のホームページね。チーム関西というのは、ザイトクのさまざまな団体、個人がその都度その都度寄り集まって襲撃、差別事件を起こす最も凶悪な集団です。朝鮮学校を襲撃したのもこれだし、徳島県教組事務所を襲撃したのもこれだし、ほかでも暴力行為、差別行為、枚挙にいとまがない。その最も凶悪な団体のカレンダーに川東が、川西という名前で書き込んで、この5月11日、門真市のルミエールホールの名前を出して、ここでこういう集會を許可受けました、許可書はこれです、ルミエール職員とのやりとりの音声はこれです、そういうことをして宣伝して、朝鮮人の子どもたちにうんこを食べさせましよう、こういうふうなことまでやって、もうとんでもないことをやっている。

もう見るなりおぞましい内容がされて、本当に門真市のルミエールホールという名前が非常に汚された事件です。しかも、残念なことに、許可は取り消しましたけれども、一旦許可したという事実自体はうそではないので、そのことを悪用して、今でもそういう記事が残っている。門真市のルミエールホールという我々の愛する場所でそういうおぞましい差別集會をやるということが誰でも見られる状態になって、これは今の法的ないろんな基準だと、これを取り消せ、削除しろというのは、かなり難しいようなんですね。一旦向こうにつけ込まれると、こういうことになってしまうと。

これはどんどん世界中にも伝播するわけですから、後で取り消したという事実は全く触れないで、門真市はこういう許可したんだということだけ、いわゆるネット右翼お得意の自分の都合のいいとこだけつまみ食いしてどんどん広げるといふことになりますので、今後の痛苦的な教訓にしていかなければならないと思います。

さて、クエスチョンの3番目の1、2をまとめて言います。門真市のルミエールホール

でこのようなおぞましい差別集会が行われるという宣伝根拠をザイトクに与えてしまったのは、差別される側や差別を怒る側の市民、住民からすれば、門真市ルミエールホールが朝鮮人差別扇動に施設提供することによって協力していると思われるのも仕方ないのではないのか。また、こういうことは、門真市と門真市民の名誉や住民の尊厳を著しく傷つけるものではないのか。

◎牧菌 生涯学習課長

非常に差別的で人の尊厳が損なわれるような内容が公表され、そのような事情を知らない方が本市の姿勢を誤解されたことは、まことに遺憾でございます。

また、公表された内容は、人の尊厳が損なわれるものであり、このようなことが行われてはいけないと考えたからこそ、許可の取り消しに向けて指定管理者などと調整を図るに至りました。

◆戸田 委員

クエスチョン3の3番目、この事件は、実は4月24日の国会、参議院の法務委員会で民主党の有田議員の質問に取り上げられて、そこでもいわゆるザイトク、ヘイトスピーチ勢力の差別扇動集会に使用許可を出した、最低のことをした門真市と、片や昨年、ザイトク会の許可申請を不許可にした立派な山形市というのが対比させられています。その中で門真市の集会を宣伝している文書、つまり朝鮮人にうんこを食わせましょうとか、そういうこともアナウンサーが読み上げて、誰が聞いてみても、門真市は何てひどいことなんだと思われるような放送になってしまったわけですね。

実は、この4月24日当時というのは、私も含めて水面下でこれを許可取り消しするためのさまざまな模索をして、方向性は決まっておったわけですが、表にはちょっと出せない段階だったということもあったんですけれども、そうだとはいえ、門真市の名前がこういう形で出たのは非常に不名誉なことなのではないか。どうですか。

◎牧菌 生涯学習課長

不名誉なことではございますが、このようなことにつながった有田議員の御発言につきましては、後日ホームページで公開された内容を門真市民文化会館が全て承知した上で許可をしたと受けとめられるような部分もあり、このような取り上げ方をされたことは、まことに心外です。

◆戸田 委員

言われたのは、許可した当日でなくて、あとでホームページで好き勝手書いたことも含めて、門真市のルミエールが全部承知の上で許可したかのような受けとめられ方をする質問の仕方だったということですね。確かにそれはそうです。

さて、4番目、振り返ってみますと、住民の安全と尊厳を守るのが行政の責務であるという考え方は、行政としては当然のことであり、これを否定する行政はないと思いますけれども、市教委としてもそのように認識しているはずですが、どうか。これははっきりと

確認しておきたい。

◎牧菌 生涯学習課長

本市の基本的な考え方として、4月11日に市ホームページで、また毎日新聞4月19日朝刊に掲載されたとおり、市民の人権を守る立場として、市民の安全と尊厳を守ることは、行政の責務であると認識しております。

◆戸田 委員

クエスチョン4の(2項目)、この住民の安全と尊厳を守る行政責務という言葉や概念については、私が2011年9月議会を皮切りにザイトク、ヘイトスピーチ勢力問題について議会で取り上げつつ、適切な概念を模索してきた経過の中で、2013年3月議会本会議一般質問で、門真市は他市に先駆けて民族差別や罵声、暴力行為に対しては、住民の安全と尊厳、名誉を守る立場で毅然たる対応をとる、行政を明示し続けているという表現を使って評価して、市もまたその事実を認める立場で答弁したことを契機としております。

そして、それ以降、私にとっても門真市や市教委にとっても、門真市教委の人権行政、反ザイトク施策のキーワードとして共通認識になったものである。このことについては、市民生活部長からもこの議会が始まって間もなくそのような回答を文書でもらっています。これについては、教育委員会も異議がないはずですけども、どうですか。

◎牧菌 生涯学習課長

これまでも市の基本姿勢として御答弁申し上げてきたとおり、人種、民族、門地など、人が生まれながらにして持ち、みずからが選択する余地のない点や国籍などの属性を捉まえての差別行為は、許されるものではないとの考えに基づき、市民の人権を守る立場の市として、どなたに対しても毅然とした対応を行うこととしており、市民の安全と尊厳を守る行政責務について、当然認識しております。

◆戸田 委員

改めて、住民の尊厳を守るという概念を市教委当局の認識、言葉としてはっきりされたということで安心しました。

次、クエスチョンの5の(1項目)、(2項目)、続けていきます。この問題では、教育長を初め、教育委員会の圧倒的多数は、住民の安全と尊厳を守る行政責務を果たすという反ザイトク先進施策を門真市がとっていることを理解して、こんなおぞましい朝鮮人差別集会に施設を貸すべきでないという理念を抱いていたはずだが、どうか。しかし、実際に起こったことは、5月2日、取り消し決定通知を出すまでは、朝鮮人差別加担行政と言われても仕方ないような形だった。

なぜこういう不本意なギャップが生まれてしまったのか。もともと直接の判断者は、独立した指定管理者、ルミエールの指定管理者、民間団体であり、かつ教育委員会としては非常勤の教育委員の方々の同意も必要とし、また一方、市長部局との統一姿勢も配慮せねばならず、しかも市長部局といっても、その認識の度合いは一樣ではない。というような困難性を抱えていたためではないのかということですね。

また、差別集会は許せないという理念は持ちつつも、法務関係筋から、許可取り消しは憲法の言論の自由に反する、裁判されたら負ける、だから取り消しはすべきでないという旧来理論で押されると、それに反駁して押し返すだけの見識とリーダーシップを発揮できるような理論武装にはほど遠かったからではないのか。今から振り返ってどうなのか。組織的精察をもって述べてください。

◎牧菌 生涯学習課長

本市のこれまでの答弁においては、何度もヘイトスピーチに関して取り上げていたことから、市民の人権を守る立場を明確にしていることを理解しており、先ほども申し上げたとおり、人種、民族、門地など、人が生まれながらにして持ち、みずから選択する余地のない点や、国籍などの属性を捉まえての差別行為は、どなたにおかれましても許されるものではないものとの考えを持っておりました。

また、4月15日に公表された内容のうち、差別的な名称の協賛団体が含まれていることなどを認識してから、5月2日に利用許可の取り消しを通知するまでに日数を要したことは、申請者への意見聴取やさまざまな課題の想定などを多く調整を図る必要があったためでございますが、これにより新たな知見を加えた総合的な判断を行うことができたものと認識しております。

◆戸田 委員

今の答弁の中には、法務関係、顧問弁護士らの動向については言及がなくて、まあ言いにくいんでしょう。これについては、本会議一般質問で取り上げますけれども、まごうことなく法務監察課、そこら、顧問弁護士等々の法務役人と私が呼ぶ連中は、門真市がザイトク先進施策をとっているというこの基本的前提を全くないことにして考えてた。ヘイトスピーチ問題について、何ら勉強しようとしなかった。そういう中で、さもさも偉そうに、憲法の条項がこうですから裁判したらやばいですよみたいな話を言ったことがこの混乱の大きな要因だったということは、私はわかってますけれども、議会の答弁としてはこれで済みます。

続いて、次の質問に行きます。クエスチョンの6、4月9日の毎日新聞で、2月21日、門真市の反ザイトク施策研究会が、門真市はヘイトお断りの見出しのもとで大きく取り上げられた。にもかかわらず施設の使用が許可され、その後、川東のホームページ公表内容と大きな隔たりのあることがわかり、そのことについて私が生涯学習部長と話し合いをしたときに、部長は、申請時はネットで仮予約もできるし、申請時の不許可制限は非常に難しいと。許可した以上は取り消しに向けての検討が必要であると言っていたし、私もそのときはそれでやむなしと思ったんですけども、実際には一旦許可したものを取り消すのは非常に手間がかかって、問題が複雑だし、差別企画の宣伝をさっき述べたように、後々まで含めて許してしまうことになります。

だから、当初考えてたこういう方法論というのは、現実をシビアに想定したものではなくて、法理論や手続の深い考察もなく、非常に浅く甘い考えだったと反省しないといけな

いのではないか。率直な見解を述べてもらいたい。

◎牧菌 生涯学習課長

このような内容の申請が実際にあった場合の想定が十分であったとは言いがたく、この点につきましては、検討が不足していたことを反省しております。許可の取り消しには大きな負担が伴うことは事実であることから、今後は状況に応じて一度保留し、十分な検討を行うよう取り扱いを見直しております。

◆戸田 委員

クエスチョンの7番目、門真市がザイトクの朝鮮人差別集会に施設を貸したという情報がネットで拡大し、門真市内外の人から、こんなおぞましい集会に施設を貸すな。門真市、どうしたんだという抗議や要望がかなり寄せられたはずですが、それについて、いつからいつまでの間で、どれくらいの件数で、主にどういう内容だったのか、どういう人たちから寄せられたかについて述べてください。

◎牧菌 生涯学習課長 本件に対する抗議等につきましては、4月14日から4月30日までに電話が3件、メールが29件ございました。内容につきましては、主に利用許可を取り消すべきであるというもので、大阪府民のほか、東京都や愛知県の方からの御連絡もありました。

◆戸田 委員

次は、4月24日の有田議員の参議院国会質問についてお聞きします。項目クエスチョン8を小項目まとめて言いますので、まとめてお答えください。

まず、有田議員事務所とのやりとりの実態について詳細に明らかにしてください。次、この件は、私は全く知らされていなかったんですけども、どうしてなのでしょう。3番目、4月24日の参議院法務委員会の動画を見た部署はどこなのか。4番目、その動画での国会参議院法務委員会での質問、答弁内容は文書で記録したのか。また、その文書記録は庁内で情報共有したのか、内容をしっかり分析したのか。以上、まとめて教えてください。

◎牧菌 生涯学習課長

人権女性政策課に確認したところ、毎日新聞4月9日朝刊に掲載された記事の内容や、申請者が活動している団体のホームページから、本市施設への利用許可申請を許可したことについて、有田議員事務所から問い合わせがあったと聞いております。これに対して人権女性政策課は、現在対応を検討しており、応対できることはないとお伝えしたところ、国会でヘイトスピーチに関する質問を検討していると告げられたと聞いております。なお、教育委員会としては、有田議員事務所とやりとりしたことはございません。

戸田委員が全く知らされてなかった、それはなぜかという質問ですが、人権女性政策課に確認したところ、有田議員事務所より国会質疑に本市の事例を取り上げるため、資料提供してほしいという依頼がありましたのは、6月3日が初めてだったと聞いております。

あと、24日、参議院法務委員会の動画を見た部署はどこかとの御質問ですが、生涯学

習課、人権女性政策課及び法務監察課であると認識しております。

この動画での質問・答弁内容は、文書記録したのか、またその文書記録は庁内で情報共有したのか、内容をしっかり分析したのかの質問についてですが、人権女性政策課が国会動画を閲覧するとともに、本市に関連する答弁を要約筆記し、後日参議院法務委員会の会議録により内容を確認し、生涯学習課及び法務監察課と情報を共有しております。また、山形県から入手した条例等の資料や、法務副大臣と自治行政局長の答弁をもとに分析を行いました。

◆戸田 委員

事情はわかりました。その当時は私に連絡がなかったのは、やむを得ないことは一応了解しましたが、ちゃんと文書で記録をつくって分析云々、山形県のことを含めて、それができた段階ではちゃんとこちらに素早く渡してほしかった。今後そのようにしてください。

次、クエスチョンの9番、市民から許可取り消しを要請する電話があったときに、牧菌生涯学習課長が非常にまずい対応をしてしまいました。詳しい内容は、私の掲示板に書いたとおりですが、紹介しますと、門真市でない市民の仮にBさんとしますと、4月25日の金曜日、2時50分から3時10分程度、門真市生涯学習課に電話をし、生涯学習課長の牧菌氏と話をしました。当初、人権女性政策課に電話をし、今回の件での責任、担当部局はどこですかと尋ねたところ、水野さんという方が生涯学習課ですと回答したので、こちらに転送してもらいました。

以下がやりとりですと。記憶に基づく大筋のメモですけれども、Bさんが、5月11日、ザイトク会の元副会長川東なる人物が門真市で講演会を開くと聞いたが本当ですかと。課長、そのとおりです。Bさん、門真市ではザイトク会のような排外主義団体に施設を貸さないと決めたと聞いているが、なぜ施設を貸すようなことになるのですか。課長、貸さないと決めていない。Bさん、市議の戸田さんが2月に開催した門真市の先進施策説明会に参加したけれども、私の理解は、門真市はザイトクなどの差別排外主義者には施設を貸さない方針で動いているというものだが、そうではないのか。課長、憲法上の問題もあり、特定の個人に貸さないということとはできない。Bさん、奈良の水平社博物館への差別街宣でザイトク川東は民事訴訟で名誉棄損で敗訴している。京都朝鮮学校襲撃事件でも、刑事、民事ともザイトク側が敗訴している。法律上も、彼らの街宣は表現の自由とは全く別物であると認定された。むしろこういう者たちの差別言動が放置されることにより、表現の自由が侵害されるし、さらには生存権さえ侵害されている。課長、特定の相手に施設を貸さないということとはできない。Bさん、あのような催しに施設を貸す行為自体が憲法違反でしょう。あなたは、言論は人を殺すということを御存じないのか。課長、わかります。Bさん、ザイトクがやっていることは、まさにそれでしょう。5月11日に彼らが門真市のルミエールでやる集会の案内を見ましたか。課長、見ました。Bさん、あんな集会がなぜ許されるのか。朝鮮の方々を人間扱いしてないでしょう。課長、そうですね。Bさん、じゃなぜ施設を貸すのか。課長、特定の相手に施設を貸さないということではできませんので。

Bさん、人倫にもとるような内容の催しに施設を貸さないのは、当然の措置ではないのか。むしろ貸すほうが憲法上も法律上も問題だ。同じ例として、仮に部落差別を扇動する催しだったら施設は貸しますか。課長は、これについてはもう無言で答えられない。そして、Bさん、部落差別を扇動し、助長するような催しはどこの自治体でも施設を貸してないですよ。朝鮮人差別の問題となると、なぜ異なる対応をするのか。課長、特定の相手に貸さないということはできませんので。以下、いろいろ追及しても堂々めぐりという報告が私に寄せられています。

まず、この市民からの報告書の内容に誤りは無いはずだが、どうか。

さて、幾ら税金部署から牧菌課長が移ったばかりとはいえ、市全体の反ザイトク先進施策、住民の安全と尊厳を守る行政責務を普通に踏まえていれば、こういう対応はしなかったはずだ。また、教育委員会全体が反差別で、許可取り消しの方向に懸命に動いているのに、ルミエール所管の生涯学習課の課長の対応がこれでは余りにひど過ぎる。今は詳しくは言えませんが、対応を鋭意検討中です、今はこれで御理解ください、くらいのことをなぜ言おうとしなかったのか。明らかに部落差別はだめだが、朝鮮人差別はそれほどでもないという感覚を持っているとしか思えない。もしくは、人権と差別問題の認識と論理思考が極めて不十分であるか。牧菌課長の反省の弁と今後の自己研さんの決意の表明を求めます。

◎柴田 生涯学習部長

牧菌課長への御質問ですが、かわりに私から御答弁申し上げます。

課長の電話でのやりとりにつきましては、言葉足らず、説明不足もありました。その点については否認しませんので、その点につきましては、おわび申し上げます。しかしながら、部落差別はだめだが、朝鮮人差別はそれほどでもない。いやしくも民族差別を初め、人種差別を含めまして、あらゆる差別は許されるべきではないと市の内外に広く示し、そしてその中で、そのことを一番大切に思い、活動されている戸田委員がおられます我が門真市におきまして、そのような職員はおりませんし、いるはずもないと考えております。

また、そのために自己研さんを重ねているということをお理解いただきまして、この質問に対します答弁にかえさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◆戸田 委員

了とします。恐らく電話の相手は、ひょっとしたらザイトク側のひっかけかもわからんというような疑念も当然あるわけですから、それでいろいろ考えてこういう結果になったと、課長が当時私に言ってましたけれども、それにしてももうちょっと機転のきいた、どうとられても、誰がやっても、後で申しわけが立つというか、正当性のあることに常に努めていただきたいということを要望しておきます。

さて、クエスチオンの10。この件では、クエスチオンの15まであります。クエスチオンの10、この問題では私は川東の4月14日申し込み翌日から情報を得て、市や市教委の各部署に対して何度となくメールを送り、生涯学習部の部課長はもとより、教育長や

副市長、法務監察課を中心に総務部の部課長、人権女性政策課を中心に市民生活部の部課長、ほか総合政策部の部課長などにも面談して、許可取り消しの論理的説得や戦術提起、状況分析、対策協議などを行ってきました。

川東の企画が余りにおぞましいものだったので、私は、これはかえってすぐに許可取り消しに持っていけると考え、それゆえしばらくはこの問題を私のホームページ掲示板では一切公表せずに、水面下で動いてきました。

しかし、そういった私の合理的な予想に反して、いつまでたっても許可取り消し方針が定まらず、事態が長引く一方なので、やむなく申し込みから2週間もたった4月28日月曜日から問題を公表して、許可取り消しを訴えてきました。そして、ようやく5月2日に許可取り消し通知を出すに至ったのですが、4月14日許可申請から5月2日許可取り消しに至るまで、庁内でどういう協議や手続があったのか。指定管理者や教育委員との対応も含めて、節目節目となるものの説明をしてください。また、川東側、サイトク側がどういう反駁をしたのかについても主なものを紹介してください。

◎牧菌 生涯学習課長

4月14日から5月2日までの経過において主なものを御説明します。

4月14日、申請者が門真市民文化会館に来館、5月11日午前、会議室1の利用許可申請を行い、会館はこれを許可。15日、申請者が活動している団体のホームページにおいて、申請時の窓口対応を記録した音声ファイル等を公開。同日、会館は生涯学習課に対して報告書を提出。指定管理者、人権女性政策課及び生涯学習課で今後の対応について協議を開始。

19日、この件の発端となった毎日新聞4月9日朝刊に掲載された記事に対して、改めて市の考え方を示した施設使用の見解、公表という記事が毎日新聞朝刊に掲載。21日、申請者が活動しているホームページにおいて、協賛団体がふえたことなどを確認。25日、指定管理者は生涯学習課長に対して、許可の取り消しを検討するため、教育委員会の考え方を示してほしい旨を依頼。28日、教育委員と定例会の後に協議を行い、指定管理者に対して、門真市教育委員会の考え方を回答。指定管理者は、申請者に意見聴取を行うため、承諾を求める旨を依頼。生涯学習部長は、指定管理者に対して意見聴取を行うことを承諾。

30日、申請者は、指定管理者の意見聴取に対して、回答書を提出。5月2日、指定管理者は教育委員会に対して利用許可の取り消しについて承諾を求める旨を依頼。同日、生涯学習部長は、指定管理者に対して利用許可の取り消しについて承諾。指定管理者は、申請者に対して利用許可の取り消しについて通知。

以上でございます。

◆戸田 委員

この5月2日の許可取り消し通知には、「門真市教育委員会の考え方について」という文書も添えられておりまして、これは非常にすぐれた見解の文書だと私も感心しましたけれども、その全文を読み上げた上で、特徴やポイントを述べてください。

◎牧菌 生涯学習課長

では、門真市教育委員会の考え方について申し述べます。

本市教育委員会としましては、門真市民文化会館が多くの市民に利用される施設であるため、本利用許可に反対の立場をとるものの、妨害行為等により他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するとともに、いかなる団体であれ、人権、民族、門地など人が生まれながらにして持ち、みずから選択をする余地のない点や、国籍などの属性を捉まえての差別行為は許されないという姿勢に立ち、多くの子どもたちも利用する文化、教育の拠点である施設として、受け入れるべきではないという考え方であります。本施設の指定管理者にも、市民目線に立った総合的な判断のもと、教育委員会の考え方と軌を一にした対応を求めます。

この考え方のポイントといたしましては、他の利用者の安全確保が図れないことを危惧するのみならず、文化、教育の拠点施設であるからこそ、より差別行為は許されないという姿勢を明確に示すとともに、市民目線に立った総合的な判断を行うことを明らかにしたところでございます。

◆戸田 委員

今の教育委員会の見解というのは、三つの点で非常にすぐれています。最初の反対する人がおって混乱しそうだからやめますよというのは、いうたら護憲派の集会を右翼が騒ぐから許可しませんというようなろくでもないよそと理屈の上では一緒になっちゃうんです。しかし、それに加えて、子どもが常に使っている施設であるということ。

それと、もう一つは、最後に市民目線に立った総合的な判断をすると。ああいうおぞましい差別宣伝というのは、法律のどこの条文にどうあるかということではなくて、誰が考えてもけしからんだらうと、おぞましいだらうということについては、これは認めない。総合的などという言葉によって、かなり幅広い裁量というのを示唆しておく。

そして、差別に反対する、差別を許さない立場というのをはっきりと打ち出しているということにおいて、多分全国的にも役所が出したこのザイトク対策の文書としては、かなり高いレベルのものだと評価できると思います。

次、12番の質問に行きます。5月2日の許可取り消し通知以降、5月11日の当初の連中の集会予定日まで、どのようなことがあったのか。教委や指定管理者はどのようなことをしたのか。続いて次、5月11日、当日はどういうことがあったのかということをお答えください。

◎牧菌 生涯学習課長

5月2日から11日までの経過について、主なものを説明します。

5月2日付の利用許可の取り消し以降、申請者は、申請者が活動している団体のホームページに通知等を掲載。10日、申請者は、指定管理者に対して不服申立書を提出。11日、申請者の来館に備え、門真市民文化会館で生涯学習部及び人権女性政策課職員が待機しましたが、申請者はあらわれませんでした。

5月11日以降、現在までの間で川東やザイトク側からどういう対応をされているかに対してですが、6月13日、申請者より不服申立書の取り扱いについて尋ねるとともに、行政不服審査法に基づく審査請求を行いたいとの問い合わせがあったと指定管理者から聞いております。

◆戸田 委員

この川東というのは、もうとにかく暇な人間ですから、目立ったことをやるのが大好きなやつなんで、今後とてもとんでもない話とはいえ、何かの行政訴訟的なことを起こす可能性は十分あるということを念頭に置いて対処されていていっていると思うし、よろしく願いします。

さて、この件ではもうそろそろ最後に近づきましたけれども、クエスチオンの14番、(1)で、今回の事件で住民の安全と尊厳を守る行政責務を真に果たすための新たな法理論や行政運営指針、裁判対策などの情報収集、学習、研さんの必要性を痛感したと思いきすけれども、どうですか。

◎牧菌 生涯学習課長

法令や判例、他市の事例やさまざまな機関との連携などについて、より学んでいかなければならないと感じております。

◆戸田 委員

クエスチオンの15番の1番と2番を続けて言いますね。

ザイトクヘイト対策について、今度はぶれない、これから研さんを重ねて全職員のレベルを向上させるという決意で庁内での模索が続けられたようですけれども、どのような模索や市長部局も含めた協議があったのか。

(2)として、そしてつい最近、ヘイトスピーチ、ヘイトクライム勢力と公共施設運営の関係で、7月25日に全部署の職員を対象にした職員研修が企画されたと聞きましたが、これはどういうものなのか。日時、場所、参加者の具体、研修内容、講師、市長部局との関係など、7月25日、職員研修の具体を説明してください。

以上、あわせてお願いします。

◎牧菌 生涯学習課長

5月9日に行った部局長連絡会において、生涯学習課から本件の経過や門真市教育委員会の考え方を説明したほか、人権女性政策課から、門真市における公共施設の使用許可に関する考え方（暴力団排除以外）という資料が示され、全庁的に情報を共有しました。その後、人権女性政策課には、庁内からの問い合わせもあり、ヘイトスピーチに関する事などについてさらに認識を深めていかなければならないと考えていると聞いております。

また、研修会につきましては、7月25日午後に定員約100人の門真保健福祉センター多目的ホールにおいて、2回にわたりヘイトスピーチに関する基礎知識や自治体として留意すべきことなどを習得することを目的として、人権女性政策課が企画し、人事課が主催するものであると聞いております。

本研修につきましては、施設の管理・運営を日常的に行っている職員や、この問題に関係の深い部局の職員を主な対象としながら、全職員を対象にテーマをヘイトスピーチにどう向き合うか、国内現行法と人種差別撤廃条約から考えると、講師はヘイトスピーチ問題に詳しい東京造形大学の前田朗教授に依頼していると聞いております。なお、この教授は、国内法と人種差別撤廃条約の関係について研究されていると聞き及んでおります。

◆戸田 委員

大変雨降って地固まるので、非常に前向きに進んできたということが高く評価します。特に、前田先生を呼んでくれると。職員研修200人の、指定管理者を含めてやるということは、もう非常に画期的なことですね。

この前田先生は、私も知っている人なんですけれども、ヘイトスピーチ、ヘイトクライム問題の専門家であり、かつ運動現場にも、自分が危ない可能性があっても立つという勇気のある方であり、国連本部とか、あるいはスイスのジュネーブの国際機関とか、そういうところへも行かれて、ヘイトクライム問題の、私が知っている範囲では日本で最高水準の方で、かつ各自治体のいろんな情報を収集してアドバイスもしているという方ですから、そういう方が門真市の職員研修をするということは、非常に喜ばしい。

職員研修ですから私は同席しませんので、どうか伸び伸びと質疑応答してほしいんですが、前田先生に後で連絡をとったところ、ちょっと体があいているということで、翌日、7月26日土曜日には、その裏手の門真の文化会館の100人収容の1階ホールで市民講演集会を行う、交流会も行うという企画が成立しましたので、少なくとも京阪神の反ヘイト、反ザイトクで非常に頑張っているいろんな人たちは、門真市に大いに注目し、市民集会にも参加するだろうと思います。そういうことを述べまして、この問題についての質問は終わります。